

《 事務所ニュース 2014年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

「雇用指針」を発表！！

<趣旨>

○ グローバル企業及び新規開業直後の企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めるとともに、労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）第37条第2項に基づき、労働関係の裁判例の分析・類型化による「雇用指針」を定める。

○ 「雇用指針」は、労使関係者の意見を踏まえつつ、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて作成する。

○ 国家戦略特別区域に設置される「雇用労働相談センター」においてグローバル企業等（労働者も含む）からの要請に応じた雇用管理や労働契約事項に関する相談に当たり、「雇用指針」を活用する。

<基本方針>

○ グローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高められるよう、以下の方針で作成

① 「裁判例の分析」に当たる「総論」として、共通に適用されるルールについても、裁判所は個々の判断に際して典型的な日本企業に多くみられる「内部労働市場型」の人事労務管理と、外資系企業や長期雇用システムを前提としない新規開業直後の企業に多くみられる「外部労働市場型」の人事労務管理の相違を考慮することがあることを指摘

また、日本の解雇をめぐる紛争解決の実情についても紹介

② また、「各論」において、グローバル企業等の関心の高い項目、紛争が生じやすい項目を中心に裁判例を類型化。関連する法制度、裁判例についても紹介

③ さらに、労働関係紛争が生じやすい「解雇」について未然に紛争を防止するため、「外部労働市場型」の企業が管理職や高度専門職で相応の処遇を受けて

いる者を解雇する場合に、解雇事由、解雇に至った場合の手続、相応の金銭の支払、再就職支援等について労働契約や就業規則に定め、それに沿った運用を行うことを助言

詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。

パートタイム労働者均等・

均衡待遇指標を策定

厚生労働省は、事業主が自社のパートタイム労働者に対する雇用管理や通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の現状と課題を把握するための「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」を策定しました。この指標は、労働条件の明示・説明や賃金など8分野68項目の設問に回答することにより診断結果が表示される仕組みとなっています。

また、この指標の達成度を確認できるツールを作成し、3月28日から「パート労働ポータルサイト」でダウンロードして活用できます。

パートタイム労働者の雇用管理を適切に行うこと、通常の労働者との均等・均衡待遇を実現させることは、パートタイム労働者のやる気や定着率を高めるために重要です。

パート指標の活用をすることで、企業におけるパートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や雇用管理の改善等ができるツールになっています。

ご質問等ございましたら、お気軽に、当事務所までお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）